

(総 則)

- 第 1 条 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的である契約書記載の物品を、契約書記載の納入期限内に、契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 4 受注者は、仕様書等又は契約書に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要となるものは、受注者の負担で履行する。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 6 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって、この契約の期間中にこの契約における消費税及び地方消費税の額の算出に用いた消費税及び地方消費税の税率に変動が生じた場合は、特段の契約変更手続を行うことなく、消費税及び地方消費税の額を再計算し、これを税抜価格に加えた額を契約金額とする。

(権利の譲渡等)

- 第 2 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

- 第 3 条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(監 督)

- 第 4 条 発注者は、必要があると認めるときは、発注者の職員に、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

(納品書の提出等)

- 第 5 条 受注者は、物品を納入するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者

に提出しなければならない。

- 2 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

(検 査)

第 6 条 発注者は、前条第 1 項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して 10 日以内に、発注者の職員に検査を行わせるものとする。

- 2 前項の検査を行う場合において、必要があると認めるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。
- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第 1 項の検査に立ち会わなければならない。
- 4 受注者は、第 1 項の検査に正当な理由がなく立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、第 1 項の検査のほか、納入が完了するまでの間に、品質等の確認検査を行うことができる。この場合においては、第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。
- 6 第 1 項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又はき損した物品に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

(引換え又は手直し)

- 第 7 条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第 1 項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。
 - 3 受注者は、第 1 項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第 5 条第 1 項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して 10 日以内に検査を行うものとする。
 - 5 前条第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項の規定は、前項の検査について準用する。

(減価採用)

- 第 8 条 発注者は、第 6 条第 1 項又は前条第 4 項の検査に合格しなかった物品について、契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。
- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第 9 条 物品の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第 2 項の協議が成立した時に、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、第9条第1項の規定による引渡しを受けた後に、目的物に種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があると認めたときは、当該契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものである場合及び別に定めがある場合を除き、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の請求をすることができる。この場合において、受注者は、民法第562条第1項ただし書の規定にかかわらず、発注者が指示した方法により履行の追完をしなければならない。

- 2 前項本文の規定による履行の追完の請求を行った場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

- 3 前2項の規定は、損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

- 4 前3項の規定にかかわらず、契約不適合（種類又は品質に関するものに限る。）が、発注者の供した材料の性質又は発注者の与えた指図によって生じた場合は、発注者は、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び解除権の行使をすることができない。ただし、受注者が、その材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第10条の2 前条の規定による契約不適合（種類又は品質に関するものに限る。）を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は解除権の行使は、契約不適合を知った日から1年以内でなければすることができない。ただし、受注者が引渡しの際に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(遅延違約金)

第11条 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額につき国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額とする。ただし、その額が100円未満であるときは、遅延違約金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第6条第1項又は第7条第4項の検査に合格したときは、第1項の遅延違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものに対する契約金額相当額を控除した額を基礎として計算する。

- 4 第7条第2項の規定により引換え又は手直しの期間を指定された場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に

係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

- 5 第2項から前項までに規定する遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(契約内容の変更等)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、契約金額を変更するときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(契約代金の支払)

第14条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したとき、又は第8条第2項の協議が成立したときは、発注者に対して契約代金を請求するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕様書等において、納入が完了し、かつ、発注者の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。

- 3 発注者は、前2項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。

- 4 発注者は、前項に規定する期間内に契約代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延日数に応じ、その支払金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定めるところによる割合（年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を支払うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 納入期限内に納入しないとき、又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第7条第1項若しくは第2項の引換え若しくは手直し又は第10条第1項の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完がなされないとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実

施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第18条の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (10) 受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）若しくは同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、又は排除措置命令若しくは納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注

者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

- 第17条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により契約が解除された場合において、既納品があるときは、受注者の請求により既納品に対する代金相当額を支払う。

（受注者の解除権）

- 第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第12条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させた場合または一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第12条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、変更後の契約金額が、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（賠償の予定）

- 第19条 受注者は、第15条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第15条の2第11号のうち、受注者に対して刑法第198条に規定する刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相 殺）

- 第20条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（個人情報の保護等）

- 第21条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たって個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、この契約の履行に当たって、情報セキュリティを確保するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月国立市条例第17号）、国立市情報セキュリティに関する規則（平成18年3月国立市規則第5号）及び国立市情報セキュリティ対策基準（平成18年3月国立市告示第31号）を遵守しなければならない。

（使用自動車の制限等）

第22条 受注者は、この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させるときは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に適合する自動車を使用し、又は使用させなければならない。なお、受注者は、その運転者に対して、アイドリング・ストップを行うよう適切な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、発注者が前項の規定による適合の確認をするために、必要書類の提示又は提出を求めたときは、速やかにこれを提示し、又は提出しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第23条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約の効力）

第24条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約確定日より効力を有するものとする。

（疑義の決定等）

第25条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について生じた疑義又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。